

第十三回 参議院 農林委員会 會議録 第十八号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)午後一時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員 羽生 三七君

理事 西山 龜七君 加賀 操君 山崎 恒君 岡村文四郎君

委員

瀧井治三郎君 宮本 邦彦君 赤澤 與仁君 飯島連次郎君 片柳 眞吉君 島村 軍次君 三浦 辰雄君 小林 孝平君 三橋八次郎君 小林 亦治君 松永 義雄君

衆議院議員

小淵 光平君 千賀 康治君 平野 三郎君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員

農林省畜系局長 寺内 群一君 林野庁長官 横川 信夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君 常任委員 倉田 吉雄君 会専門員 会専門員

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件

○森林火災國營保險法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○森林火災國營保險法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○森林法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

昨日閉鎖機關日本畜系統制株式会社... 衆議院議員... 農林大臣... 政府委員... 事務局側...

臣はこの件に關しては、本月初めて...

○小林孝平君 当委員会におきまして...

○森林法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

その際に畜の生産費、或いは生糸の製造加工費等の問題につきましての質疑... 衆議院議員... 農林大臣... 政府委員... 事務局側...

のであります。

○片柳眞吉君 關連して...

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

○森林法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

その際に畜の生産費、或いは生糸の製造加工費等の問題につきましての質疑... 衆議院議員... 農林大臣... 政府委員... 事務局側...

程度にとどめられて、もう少し情勢を...

○片柳眞吉君 關連して...

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

○森林法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

その際に畜の生産費、或いは生糸の製造加工費等の問題につきましての質疑... 衆議院議員... 農林大臣... 政府委員... 事務局側...

原価計算要綱、これは農業に間違いないわけであり、それを製造工業原価計算要綱で修正するという事は、これはやはり一つの問題が出ておきます。結論として昨日も申し上げたわけであり、修正した結果は資本利子はゼロである。これはゼロであるという点も一つの疑問であります。それから地代が僅かに七円という非常に莫大に相対したものが入つての千二百九十一円であります。この辺にも私はやはり問題があるかと思つておりますが、そういう点もありませんし、それから昨日も申し上げたわけであり、最近の御承知のような紡績市場の異常な不振という関係もありません。それから生糸の輸出関係も昨年のような調子には行つておらないのであります。現在のところ物価の今後の見通しを、特に繊維価格指数をどう見るかに相当の問題がありはせんかという事から、むしろいま少し時期をお延ばしになつたほうがよろしいのではないかと、これを申上げたのであります。ただ生糸は対外関係等もございまして、やはりそういう点から、或いは今月中にきめなければならぬという特殊な事情もありはせんかと思つております。又今月中にきめましても、経済情勢が非常に變つて参りますれば、これは直し得る法規もありまゝです、その辺を一つづつまけて、どうしても今月中にやるという事であれば、それをやらざるを得ない御事情なり、又今後経済情勢が非常に變つて来れば、当然又これは修正する余地もありませんか。その辺のところを忌憚なく一つ大臣からお答え願ひたいと思つております。

○國務大臣(廣川弘毅君) 二十九日に審議会を開いて価格を決定すること、今までできておつたのであります。併しこの価格決定は、御存じのやうに世界各國でこれがどうなるかという事を非常に注目いたしておるのであります。それでこれは私御相談であります。とにかく一応きめて、そしてあとで政令を直し、それから問題になつておる繭の再生産が得るやうな価格をその中に織り込めるやうに政令を直してから又修正する、又只今御発言中にもありましたやうに、繊維の問題については、非常にこれは大きな問題なのであります。今日のUPの電報でも入つておつたやうであります。英國は全面的に日本の絹糸をキャンセルしておるやうであります。そういうやうなことから見て、これからいふようなむづかしい問題があると思つて、併しこの糸価の決定は、糸価安定の最初の決定になるので、非常に各段で今期待しているのじやないかと私は思つて、そして委員会の方々の意向を十分入れて、政令等を直すのは直して、そして改めて修正するならば修正する、こういうわけには行かないのでしよいか。これは一つ私御相談申上げます。

○松永義雄君 蚕糸局長から御答弁を願ひたいと思つて、あとで農林大臣の御意見を伺ひたいと思つて、それが一昨日来当委員会の御専門のかがたから詳細御質問があつたのであります。当時私は大蔵委員として、羽生委員長から委員会として御相談を受けておる繭糸価格安定法案についてでございますが、当時蚕糸農民を保護しようというので、繭の生産費といふものを重大に取上げられて、あの法案が御修正になつたと存じておるのであります。然るに当委員会において一昨日来同僚委員の御質問によりまして、このたび農林省から出された政令その他政府委員の御答弁によりまして、どうもこの修正した趣旨がひっくり返された。そして最初の糸価安定法の出る前の問題或いは製糸家を保護しようとする方向に再び戻つたのではないかと、う疑いがあるのではないかと、それから出発しまして、これはやや形式論に走るかも知れませんが、そういうやうな実態があるではありませんか、ここで特に私は取上げなければならぬと考へるのであります。それは問題になつておる政令が、政令の基になつておる法律と、その趣旨において反するやうな規定になつておるのではないかと、いうことではあります。それがためにその政令について、これを改める意思はないかという同僚委員からの御質問もあつたと思つておるのでございまして、で蚕糸局長にお尋ねしたいのですが、この政令がその基本になるところの法律の精神とびつたり合つておるかどうか、違つておるのではないかと、根本的に言へば、法律が繭の生産費といふものを取上げて、そして蚕糸農民を保護しようという精神と違つた結果を生ずるやうな規定が、この政令の中にあるのではないかという点を一つ局長から御答弁願ひたいと思つておる。

○政府委員(寺内幹一君) 只今の御質問の中に、修正の理由であつた養蚕農家を保護することを無視して、むしろ製糸方面の利益を確保するために政令を改めたのではないかと、御質問のやうに私は受取つたのであります。我々がこれをきめるときには決してそういう趣旨でやつたものではないのであります。少し細かい法律論になりますが、お話しいたしますとこの法律の三條では、標準生糸についての「前條の最高価格及び最低価格は、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし」となつておる。これはいろいろ法制局等とも相談したのであります。政令についてもその生産費を基準にしなければならぬのだという議論が出てしまつたのであります。従ひましてこの最低価格についてだけ、費用の額を加えた額を基準とするということができなくなつたといふことで、でき上つてしまつた。従ひまして、法律を読みまして、いろいろ法律家に聞いて見ますと、そういうのであります。従ひまして又基準という文字の解釈の仕方でありまして、この基準といふことは或る算出したました生産費の近くできめなければならぬといふ趣旨に解釈いたしました。最高価格もそれできめなければならぬといふことになりまして、これは公定価格と同じやうな事になつてしまつたのであります。そこで現在でございました法律をそのまま読みまして、而も生産費を基準としてということにいたしました。率直に申しますと、我々も法制局も非常に苦しんでおる。そこで最高価格も最低価格も生産費を「基準とし」てきめろといふのであるならば、それは「基準とし」てを広く解釈しなければならぬといふことになるのであります。政

令では生産費を基準としてその二割上値といふところに持つて参りまして最高価格がきまり、その七割のところでは最低価格をきめる、こういうふうになりますと、生産費を基準として上下に下がつて行く、要するにこの三條のでき上りました法文の解釈上から止むを得ずこうなつたのであります。最初の案はむしろ最低価格を御趣旨の通りプライム・コストでも出して、それを即ち最低価格にしようといふやうな考え方もあつたのであります。法制局、法律家の意見を聞きまして、そういうことになつたので、非常に苦心して作り直した政令でございます。決して法律の趣旨を無視したとは少しも考へていないのでございまして、これはなおよく研究しまして改正すべき点は改正してもよろしいと私たちは思つておるのでございまして、どうぞこれを作り直したときの気分を御了承願ひたいと思つておる。

○松永義雄君 法制局で相談したからいいだろうと、こういうやうなお話で、法制局の意見をここに持ち出されておるやうですが、別に法制局をとやかく言うのではないのですが、法制意見局はお役所として、時の内閣の指示に従つて解釈して行くのがこれは普通の途であると思つておるのであります。とにかく佐藤法制意見局長は行政協定は施行規則とどういふやうな御解釈をなさる御時世であるのであります。個人的には佐藤法制意見局長は非常に尊敬し、非常な学者だと思つておる。併し法制意見局長としてはやはり内閣の木村法務総裁の下にあるし、内閣に直屬して居るのだから時の内閣に合うやうな解釈をいたされるのであ

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければこれより討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○片柳眞吉君 私は条件を付けてもこの改正案に賛成をいたします。

条件の第一は、先ほど質問の際にも申しました点であります。政府がみずからの予算に盛つておるような事項と直接関連する法案は、これはむしろ政府の予算の施行に關連する法案でありますから、さういふものは今後の例ともなると思ひますので、これはやはり政府提案として出しませんと首尾一貫いたさないという点が第一であります。

それから第三の点は、危険率算定等は、実施をして見ませんと、果して安当であるかどうかは相當の疑問があると思ふのであります。若しも今後危険率が上るといふような場合においては、これを全部森林所有者の負担にせずして、農業保険なり、その他の類似の保険の例もありませんので、且つ又この保険が発足当時の一般會計から相當の援助をいたすといふことの経過もありませんので、今後の危険率の増減等の必要がありませうれば、これは相當部分はやはり森林の公共性に照らして國庫が相當の負担をすべきであるといふ二つの條件を付けても本案に賛成をいたすのであります。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認めて本案の採決を行います。森林火災國營保險法の一部を改正する法律案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決することに決定いたしました。

なお、本会議における委員長の報告等は、従来の慣例によることを御承知願ひます。

なお、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 飯島運次郎 | 岡村文四郎 |
| 西山 龜七 | 山崎 恒 |
| 松永 義雄 | 瀧井治三郎 |
| 片柳 眞吉 | 島村 軍次 |
| 宮本 邦彦 | 赤澤 與仁 |
| 三浦 辰雄 | 加賀 操 |
| 三橋八次郎 | 小林 孝平 |

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め

それでは引続きまして、松くい虫等の他の森林病虫害の駆除予防に關する法律の一部を改正する法律案につきまして質疑を願ひいたします。

その前に、質疑の前に、昨日は提案理由を承わつただけでありますので、なおその詳細について御説明を求めることになつております。

○衆議院議員(千賀廣治君) 松くい虫

この法案は、第一は、題名を森林病虫害等防除法に改める点でございます。只今松くい虫等以外の森林病虫害についても直接この法律により防除の措置を講ずることが出来るものであるといふことでございますが、今までの法律は殆んど松くい虫、まじまいがとか、松毛虫とかいふものに集中してお

りました。これに對しまして、暫定措置などを見ましても一年になつていふし、彌つて考へて見ますれば、北海道に鼠害があり、或いは種苗といふものにでもかなり森林の病虫害に關係の深いものがあるし、さういふことを考へますと、ただ今までのように松くい虫等に集中しておつたのでは、非常に狹義になつて来るので、もう少し廣義にせよといふことからは、森林病虫害等といふことになつたのでございませう。そこで病虫害と指しますものは、獸類では鼠のごときもの、それから昆虫類では先ほど申しましたもの、微菌も入れておきます。微菌よりもつと小さい濾過体のバイラスといふような病原體もやはりこの中に入れることにして、森林病虫害、さういふことにするわけでございます。

それから第二の点は、種苗その他に關する点であります。植物防疫法といふものは主として農作物に對して取締るものでございませうので、森林の苗であるとか、或いは種であるとか、さういふものには對しましてはやはりこの森林病虫害の除外のほうでこれを専門的に取扱ふことが完壁を期するわけです。これを今度は取上げることになつたのでございませう。

それから次は、林野庁の關係の出先機関であるとか、さういふような森林病虫害防除員が防除に必要な措置を指示する場合には、その物件の所有者又は管理者に文書を交付して行ふものとす。さういふように根拠と責任を明らかにした点がございませう。

次に損失補償であります。苗が只今病害に侵されていふといふときは、その苗を全部焼き棄てよといふこ

ともございませうし、松くい虫が発生しているといふ森林が見付かつた場合には、これを伐り倒して皮を剥き、枝も葉も一緒に刈つてしまへといふ場合もございませう。その場合には所有者に損害がかかるので、さうした損害を補償するといふことがこの法律によつてはつきりさせられるのでございませう。

それから通報義務、これは罰則も別にあるわけではございませうが、森林の病虫害が局所に発生している、蔓延しているといふことを認めたら森林家は勿論、他の國民といへども、あらゆるかたんに当該市町村長とか、或いは県知事とか、さういふ者に通報して頂いて、森林の病虫害を早期にこれを発見をし、蔓延防止の策を講ずる、さういふような点でございませう。極めて簡単なものでございませうが、又見方によつては、今までの二億四千万ほどの森林病虫害の除外に關する予算をさういふふうにして有効に使用し、最大限に活用するといふようなことで、森林病虫害の除外の実績を上げようといふことでもございませう。

どうぞその他に御質問があられるかたは、私でございませうところはお答えをいたします。又過去の実績等の數字統計に亙るものでございませうら、林野庁からも係官が出席しておられますから、そちらからもお答えいたします。

○山崎恒君 ちよつと伺ひますが、この松くい虫その他の森林病虫害等の駆除予防に關する法律の一部を改正する法律案ですが、この法律は特に予算的措置が伴つていふかどうか、その点を一つお伺ひいたします。

○政府委員(横川信夫君) 二十六年度の予算が二億五千二百萬圓余でございまして、二十七年年度の予算は二億四千五百萬圓であります。その間七千萬圓ほどの減少であります。それは幸いに松くい虫の被害が逐次減少して参りました結果であります。

○片柳眞吉君 私は一点御質問いたしたいと思ひますが、さういふふうに対象を擴げて参りますと、例の植物防疫法で対象にしておる病虫害と同じものが出て来るかどうか。例えば最近問題になつたアメリカ・ヒロントリあたりは、これは農作物、それから林野でもまあこれは両方あるわけですが、さういふ場合には、植物防疫法の発動と、こちらの森林病虫害の予防法の発動との關係が起きて来るかと思ひますが、その辺はどんなふうになりませうか。

○政府委員(横川信夫君) この法律で期待いたしております駆除は、森林病虫害に限られておるのであります。植物防疫法におきましても、森林病虫害はこの法律で駆除をするといふことになつておるのであります。只今お話のアメリカ・ヒロントリのごときは、幸いに森林には侵入を見ませんが、都会地等だけで済んだのであります。これは植物防疫法によつて処理

をして頂いております。なお、このごちらの法律で実行するかというのを協議している間に、病害が蔓延するといふような事態が起らないように、一つできるだけ早く処理を進める考えでございます。

○三橋八次郎君 小さな問題でございますが、第二條の対象病害虫の種類は政令で定めると、こうありますが、その対象の今予想されている病害虫の種類はどういうものでございましょうか。

○衆議院議員(千賀康治君) お答え申し上げます。主として現在ではやはり松、杉等に関係のものが主体でございます。まして、松くい虫、松毛虫、まつばのたまばえ、まいまいが、まつのくろほしはばち、こういふものでございまして、その他に野鼠等がございまして、これは北海道におきまして非常に猖獗を極めております。昆虫ではさようなものであります。その他バイラスや例えば桐の天狗栗病といいますが、葉緑素の抜けたような葉がこの弱い枝が密生して枯死に至ります。ああいうものは、じやがいものバイラスと同じようなバイラスだと言われておりますが、ああいうもの、他の菌類等にやはり出て来るようなものは、農林大臣がやはりこれは政令で指定することになつております。その他菌類であります。この菌類はバイラスよりも研究の歴史は古くてバイラスほど、素焼で濾過されるほど細かいものではございませんので、いろ／＼な名称の付いた菌類もございしますが、その菌類の中で、特に森林の被害を最も菌類はここに包括をされるのでございます。

○委員長(羽生三十七君) 本法案中ミ

ス・プリントがあるところで長官から発言がありますので、お聞きとりを願います。

○政府委員(横川信夫君) 印刷の手違いで誤植、誤字をいたしておりますので、御訂正をお願い申し上げます。

第三條の第四号でございますが、「森林病害虫等の被害を受け、若しくは」とございすのは、「又は」の誤りでございす。なお十五條のあとの附則でございす。附則の三のところに、植物防疫法の法律番号がございす。昭和二十六年法律第二百四十三号とございすのは、「昭和二十五年法律第五十一号」の誤記でございすので、御訂正をお願いいたします。

○三橋八次郎君 害虫とバイラスのほうはよくわかりましたが、菌類のほうの病害といたしまして、種苗伝染をいいたします。立ち枯れ病などのことがこの中に包含されておるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 差当つてその大規模にまだ発生も見ておりませんので、当面の見通しをいたしましては、只今政令では予定をしないつもりでございます。

○三橋八次郎君 そうすると一応まあこれは害虫ばかりというふうなことになるようにございすけれども、まあ将来は苗床に発生するいろ／＼な病害などにも相当大きな被害を与えますので、これもやはりひつくるめて法律の対象にされまうようお願いしたいと思います。

それから第六條に「森林害虫防除員」という言葉を使つておられますが、成るほど今の提案者の説明を聞きますと、

害虫ばかり取扱うようですから、害虫防除員でいいようございすけれども、法の題名から申しますと、森林病虫害防除員と言つたほうがいいようございす。特に森林害虫防除員といふような名前をとりましたのは、どういふ意味があるのございすか。

○政府委員(横川信夫君) 理論的にはお話のようにならざるのが本当かと思ひますが、従来からかように慣例的に申しておりますために、この通りに、昔の慣例に従つてこういふふうにしておるのであります。

○三橋八次郎君 昔の、名は体を現わすといふから、やはり松くい虫の法案を改正いたしました、更に病害のほうも入れるとしたならば、やはりこれは一般農家並びに林業家からの聞きなれといふようなこととありますので、病虫害防除員という名称がいいのではなからうかと思ひます。これはただ意見として申上げておきます。

なお、病虫害の問題につきまして、発生したものを処理するといふよりも、発生を未然に防止するといふような指導が極めて必要だと思ひます。まあ殊に農作物はこの点非常に重要なのでございすから、森林の方面といたしまして、やはりそういうような指導法といふものは必要だと思ひます。幸い林業改良普及員といふものがございすので、これをこのほうに十分活用できるやうに拡充することが必要だと思ひます。人数も非常に少く、又経費も非常に少く、現状におきましては、折角こういふ法律がございすから、林業をやつておるものは、発生してから

伐採なり処置を受けるといふ損失が非常に多くなりまして、やはりこれは発生を未然に防止する、この普及員の制度を拡充するといふことが極めて必要だと思ひます。この制度をこれとタイアップして拡充する意思がございすかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 現在のこの仕事をいたしておりますのは、府県におおむね兼務でございす。千名ほどございす。なお技術普及員も千名ほどございす。あらゆる機会に各種の林業の技術の指導に當つておるのであります。講習会等年に数回開催をいたしておりますのであります。その際に森林病虫害の予防、駆除等につきまして一つの講習題目といたしまして、取上げておりました。徹底を図つておるのであります。お話のように起きてしまつた災害を防除するよりも、災害を未然に発見して、これを少しの被害でとりとめるといふことが最も望ましいことなのであります。できるだけそういう知識の普及を図りたいと思ひます。

なお、この機構を拡充いたしましてやりたいといふことは、私もどなたも望みます。私どももいたしましては最も望ましいところなのであります。むしろ財政的な関係からいたしまして、圧縮されるのを辛うじて食いとめておるといふ程度、実情でございすので、できるだけ現在の普及員、或いは防除員に知識を導入いたしまして、十分な活動を期待して参るやうな方向に指導して行きたい、かように考えております。

○三橋八次郎君 これは質問でございますが、林業の

発展に極めて重要であります改良普及員といふものは、予算の関係上順次圧縮の傾向にあるといふことは誠に遺憾に堪えないところでございす。どうぞ一つこの施策の拡充を図られまして、林業の発展に寄与されますやうにお願いしたいと思います。

○衆議院議員(千賀康治君) 誠に御理解のある御意見でございまして、私も非常に共鳴同感を禁じ得ないところでございす。農作物の病連が十二分に研究されておる状況に、これとても又十分ではないかも知れませんが、これに比べまして森林の病虫害の駆除という点は、直接毎年収入がないとか、農作物が一晚にして立枯れになるといふやうな密接な光景が、我々が看取できないやうな立場からあります。したが、森林の病虫害といふものに對しましては、従来の研究の深さといふものは、これは遺憾ながら農作物の場合と比べにならぬと思ひます。例えば細菌或いはバイラス等によつて被害を受けるものでも、種子の個体からさういふものの抵抗の強いものか、弱いのかこれを差別いたしました。森林の植林に作用するものは、その抵抗の強いものを植えるといふところまで行けば、非常にこれは程度が進んで、殆んど現在農作物におきましてはその程度まで研究が進んでおるので、あなたがたの御支援の下に、森林の病連、或いはその病連の実践の点におきましては、農作物と同じやうになる、その水準を目標にして行かなければならぬと我々森林家は考えております。非常に我々に力強い御意見と思ひますので、どうぞ今後とも強力な御支援をお願いいたします。

○三橋八次郎君

○松永雄雄君 今三橋委員からお話がありまして財政上の圧縮で農林省としては思ふように行かない、こういう点です。先ほど農林大臣がお見えになつたときに、私大臣も触れないと思つて遠慮したのですが、ちよつと考へて農林省の予算が非常に少いような感じがするのですが、そつして今こゝで拜見いたしますと、二十一年度の被害状況、二十六年度の被害状況を見ましても、丁度百倍ぐらゐになつてい

る計算になつてゐるのです。それで被害状況はこういうピークから下へ下つていつた形になつてゐる。いづれはなくなるのでしようが、併し今までの予算をもう少し余計出しておけばもつと早く被害も少くなつておるのぢやないかということも、素人考へで考へるのではありません。只今丁度そつうお言葉が三橋委員からもありました。農林大臣も一段心臓強くして農林省予算を殖やしてもらわなければ、本当に自給自足までは不可能でなければ、国内の食糧の増産は今の程度の予算では非常に少い。ちよつと計算して通産省その他鉱工業関係の予算というのは非常に多い。ところが農林省関係は少い、予算書をちよつと見ただけでもそつう感じがする。今お話がありましたので、そつう感じが強くしたのです。一つできるだけまあ、今日いよ／＼二十七年の予算が通るのでしようが、農林省予算をうんと殖やして増産に努力して頂きたいと希望を述べておきます。

○衆議院議員(千賀廣治君) 非常に有難い御意見、ぜひ私どもも農林大臣を模範いたしまして御希望の域に達する

ように努力をしたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければ、これより本案の討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別段御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決を行いたいと思ひます。松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお、本会議における委員長の報告は前例によることを御了承願ひます。なお、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 山崎 恒 | 三浦 辰雄 |
| 片柳 眞吉 | 西山 龜七 |
| 赤澤 興仁 | 瀧井治三郎 |
| 三橋八次郎 | 宮本 邦彦 |
| 岡村文四郎 | 加賀 操 |
| 松永 雄雄 | 島村 軍次 |

○委員長(羽生三七君) 次に森林法等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院議員平野三郎氏からの提案理由説明を求めるところにいたしました。本案は、衆議院議員平野三郎氏ほか三名の発議にかかるとございします。

○衆議院議員(平野三郎君) 只今御審議を願ひます森林法等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を説明いたします。

この法律案は、去る第十国会で制定せられた森林法並びに国有林野法の一部をそれ／＼改正するものであります。

先づ森林法であります。同法は戦後の経済事情の変化に応じて森林の保護増養と森林生産力の発展を図ることを趣旨としたしまして、制定せられ、その円滑な運用を期して参つたのであります。その後の施行の状況に鑑みまして若干の改正を行う必要が生じたので、所要の改正を行い法律運用の完備を期したいと存する次第であります。

その改正の主要な点を申し述べますならば、第一に從來森林区実施計画に基く、伐採の許可の申請は、年一回だけ認められて居たのであります。都道府県知事が許可した伐採立木材積が森林区実施計画に定められた許容限度まで達しない場合に限り、都道府県知事は、更に森林区実施計画に定められた許容限度に達する数量の範囲内において新たに許可すべき伐採立木材積の数量を六月一日に公表し、これに基づいて、伐採の許可をなし得るようになしたいと存するものであります。

第二に、森林区実施計画案の公表の期日を十月三十一日から十一月三十日に、森林区実施計画の決定の期日を十二月三十一日から翌年の一月二十五日にそれ／＼繰り下げることにより森林区実施計画の編成準備の便宜に資し、森林計画の精度の向上を期したいと存する次第であります。

第三に、保安林におきましては、立木の損傷につきましても都道府県知事の許可事項として荒廃の防止を図ることにいたしました。

以上申述べましたところが、この法律案の主な改正点であります。同時に、やや細かな点に亘りますが、市町村長が国有林野又はそれに近接する土地について火入を許可する場合には、従来營林局長の承認を要したのを、營林局長の承認で足るものとすること、出資森林組合及び出資森林組合連合会の指導監督のため年一回定期検査を行うこと、土地収用法の全文改正に伴い、森林法で準用してゐる同法の関係規定を整備すること等、その他の点につきましても今回合せて改正をいたしたいと存するものであります。

次に国有林野法につきましては、森林法と同様に新土地収用法の施行に伴ひまして国有林野法中の関係規定を整備しようとするものであります。以上簡単に御説明を申し上げたのであります。慎重御審議の上、御協賛をお願い申上げる次第であります。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては、質疑は後日に譲りまして、本日はこの程度で散会をいたします。

午後二時四十二分散会

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、森林法等の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月二十四日)

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁